

〔Ⅱ〕 いじめ問題の未然防止

いじめ問題に於いて、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要です。その為には、「いじめは、どの学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要があります。児童生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する必要があります。

1 児童・生徒や学級の様子を知るためには

① 教職員の気づきが基本

児童生徒たちや学級の様子を知るには、教職員の「気づき」が大切です。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、児童生徒たちと「場を共有」することが大切です。その中で、児童生徒たちの些細な言動から、個々の置かれていた状況や精神状態を推し量ることができる「感性」を高めていくことが求められています。

② 実態把握の方法

児童生徒たちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要です。そのためには、児童生徒及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、児童生徒たちのストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効です。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要があります。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、児童生徒が自分自身をかちる存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取り組みが大切です。児童生徒は、回りの環境によって大きな影響を受けます。児童生徒たちにとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つです。教職員が児童生徒たちに対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童生徒たちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえで大きな力となります。

① 児童生徒のまなざしと信頼

児童生徒は、教職員の一挙手一投足に目を向けています。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけたり、結果としていじめを助長してしまう場合があります。教職員は、児童生徒たちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されることがもとめられます。

② 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話しができる職場の雰囲気が大切です。

そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題への対応できる体制を構築するとともに、児童生徒たちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要です。

③ 自尊感情を高める取り組み

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面に於いて、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要です。その中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が、児童生徒たちを成長させます。

また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感に繋がり、児童生徒たちは大きく変容します。

小学高学年・中学生に自信をもたせる「とっておきの言葉」

- 「そうか、それは いいところにきがついたね」
- 「あの時の態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
- 「ああすることは、とても勇気のいることだったでしょ。関心したよ。」
- 「あなたの対応は、とても気持ちが明るくなるね。」
- 「あなたの □□に取り組む姿勢は、とても素晴らしい。」
- 「そう、□□が できたの。すごい。うれしいわ。」



小学高学年・中学生の「心に残る言葉」

- 「大切なあなただからこそ、こうやって話しをするんだ。」
- 「あなたには、あなたの可能性がある。大事にしなきゃ。」
- 「約束だよ。信じてるから。」
- 「あなたが必要なんだ。」
- 「幸せになってほしいからだよ。」
- 「可能性という自分自身の扉を開こう。」



3 命や人権を尊重し、豊かな心を育む

人権尊重の精神の涵養を目的とする「人権教育」や「思いやりの心を育む道德教育」、また、様々な関わりを深める「体験（教育）活動」を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントです。

①「人権教育」の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童生徒たちに理解させることが大切です。また、児童生徒たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である「生命尊重の精神」や「人権感覚」を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要があります。

②「道德教育」の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮します。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になります。

児童生徒たちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられます。道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要です。

4 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種委員会や保護者会などに於いて、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けます。また、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらう為に、保護者研修会の開催やHP、学校便りなどによる広報活動を積極的に行うことも大切です。

<実践事例1>授業参観・参加協力

- 授業参観に於いて、保護者の方に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- 学級活動や道徳で、ゲストティーチャーを招き、授業に参加して頂く。
- 公開授業等で、いじめについてクラス等で考えるにあたって、保護者にインタビューする課題を出す。

(例)「いじめのない、互いに認め合うクラスにするには、どうしたらいいか？」

<実践事例2>学級通信・学校便り

- いじめへの取り組みについて、学級通信や学年通信を通して保護者に協力を呼び掛け、その内容に関しての意見をもらう。

(例1)【標語募集】

学校では、児童生徒会が中心となり「STOPいじめ！」運動を展開しています。その一環として、保護者の方から標語を募集していますので、応募して下さい。